

USPTO が 2013 年度版の年報を公表

2013 年 12 月 17 日

JETRO NY 諸岡

米国特許商標庁 (USPTO) は、2013 年度版の年報「Performance and Accountability Report Fiscal Year 2013」を公表した¹。

特許、意匠²、商標いずれも出願件数は前年度よりも増加している。また、特許審査においては、FA 期間、最終処分期間も前年度に引き続き順調に減少してきている。

米国への特許出願・登録及び商標出願・登録の上位五カ国は、特許については大きな変化はないが、商標登録数は中国が 5 位に入った。

2013 年度版の年報の概要は以下の通り。

1. 職員数

特許審査官増員数が 2012 年度に比べ、少なくなっている。これは、予算の強制削減により、採用を十分に行えなかったことが主な原因。他方で、特許審査の方は現状でも比較的順調に進んでいることから、今後は安定的に推移するものと考えられる。

	09 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
職員総数 (federal employees)	9716	9507	10210	11531	11773
うち特許審査官	6145	6128	6690	7831	7928
うち意匠審査官	98	97	95	104	123
うち商標審査官	388	378	378	386	409

¹ [Performance and Accountability Report Fiscal Year 2013](#)(PDF)。USPTO のウェブサイトには公式の公表日は掲載されていないが、ウェブサイトでの閲覧可能となった日から 17 日の公表と推定される。

² 米国では意匠は design patent であって意匠特許と呼ばれるが、ここでは日本と同様に意匠と記す。

2. 特許出願及び審査実績

特許出願数は前年度比で6.2%の増加となった。FA件数および最終処分件数はそれぞれ前年度比で9.8%、5.5%の増加となり、FA件数および最終処分件数ともに出願件数を上回っている。それに伴い、FA期間³が18.2ヶ月に大幅に減少している。

また、最終処分までの期間も、審査処理が進んでいることから、20月台まで減少した。

年度	2009	2010	2011	2012	2013
出願件数	460,924	480,808	506,924	533,148	566,240
FA件数	469,946	447,485	505,651	542,081	595,110
最終処分件数	457,897	526,767	508,559	548,056	578,322
特許発行件数	166,707	209,754	223,135	248,305	267,630
FA期間(月)	25.8	25.7	28.0	21.9	18.2
平均要処理期間(月)	34.6	35.3	33.7	32.4	29.1

(注) 植物特許(plant patent)、再発行特許(reissue patent)を含む。なお、13年度は暫定値。

3. 意匠出願及び審査実績

意匠出願数は前年度比で8.7%の増加となっており、2009年度以降増加傾向を示している。なお、意匠特許のみの審査期間を示す統計は記載されていない。

年度	2009	2010	2011	2012	2013
出願件数	25,575	28,559	30,247	32,258	35,077
FA件数	27,858	26,051	25,042	26,578	27,669
最終処分件数	29,243	26,782	25,384	26,798	27,672
意匠特許発行件数	23,415	23,373	21,295	21,953	22,453

(注) 13年度は暫定値

³ 統計上、意匠特許との区別がなされていないことから、FA期間及び平均要処理期間共に意匠特許が含まれた値と認められる。

4. 商標出願及び審査実績

商標出願は前年度比3.0%の増加であり、増加率に大きな変化はない。また、FA期間、最終処分までの期間も安定して推移している。

年度	2009	2010	2011	2012	2013
出願件数	266,939	280,649	301,826	311,627	321,055
出願件数(区分数)	352,051	368,939	398,667	415,026	433,654
FA 件数(区分数)	372,830	367,027	389,084	420,621	441,615
最終処分件数(区分数)	431,324	372,117	379,494	383,291	405,412
FA 期間(月)	2.7	3.0	3.1	3.2	3.1
平均要処理期間(月):新	11.2	10.5	10.5	10.2	10.0
平均要処理期間(月):旧	13.5	13.0	12.6	12.0	11.7

(注)処理期間における新旧は、処分中断中の案件及び当事者系手続中の案件を除くか否か。「新」は当該案件を除くため、期間が短く算出される。

5. 再審査請求

2012年度の当事者系再審査請求数が大幅に増加している。これは、2012年9月16日より当事者系再審査が当事者系レビューに改められ、それに伴い大幅な料金値上げとなったことから⁴、駆け込み請求があったためと考えられる。

年度	2009	2010	2011	2012	2013 ⁵
査定系再審査請求件数	658	780	759	747	298
うち、権利者からの請求	67	63	104	64	13
うち、第三者からの請求	591	717	654	83	285
当事者系再審査請求件数	258	281	374	640	—

⁴ 当事者系再審査の約3倍の\$27,200へと値上げされた。なお、現在は\$23,000へと値下げされている。

⁵ 当事者系再審査は、当事者系レビューへと変更となったため該当請求件数は存在しない。また、査定系再審査も値上げ(\$12,000)の影響が出ていると考えられる。

6. 米国に対する海外からの出願・登録状況

特許の上位五カ国の国名、順位に変化はない。商標の登録件数においては中国⁶が5位となった。特許においても近いうちにカナダを追い抜く可能性がある。

なお、2013年度の国別の特許出願件数は、2014年度の年報で公表される予定。

特許出願・発行件数上位五カ国

順位	出願件数			発行件数		
	国名	12年度	11年度	国名	13年度	12年度
1	日本	90,240	88,861	日本	53,359	51,609
2	韓国	30,618	28,478	ドイツ	15,798	14,569
3	ドイツ	30,250	29,543	韓国	15,058	13,956
4	台湾	21,310	21,678	台湾	12,169	11,309
5	カナダ	14,256	12,921	カナダ	6,914	6,197
参考	中国	13,371	10,562	中国	6,179	5,044
	海外総計	283,100	270,928		150,010	138,607

商標登録出願・登録件数上位五カ国

順位	出願件数			登録件数		
	国名	13年度	12年度	国名	13年度	12年度
1	ドイツ	11,504	10,525	カナダ	3,944	3,888
2	イギリス	10,629	8,939	ドイツ	3,641	3,660
3	カナダ	9,984	9,823	イギリス	3,092	2,905
4	フランス	6,575	6,375	日本	2,568	2,198
5	日本	6,110	5,358	中国	2,444	2,024
参考	中国	4,756	3,735	フランス	2,390	2,160
	総計	99,949	89,100	総計	36,916	34,003

(了)

⁶ 香港や台湾などを除いた値。